

議 第 12 号  
令和5年2月24日提出

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「9月30日」を「9月20日」に、「10月1日」を「9月21日」に改める。

第3条第1項第4号中「7月21日から8月31日まで」を「8月10日から9月20日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提出理由）

令和5年度からの教育課程見直しに伴い科目選択制を採用することから、後期授業の円滑な開始に向け必要な事項を定めるため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 専門課程及び一般課程の学期は次のとおりとする。</p> <p>前期 4月1日から<u>9月20日</u>まで</p> <p>後期 <u>9月21日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>8月10日から9月20日まで</u></p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) その他校長において指定する日</p>	<p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 専門課程及び一般課程の学期は次のとおりとする。</p> <p>前期 4月1日から<u>9月30日</u>まで</p> <p>後期 <u>10月1日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日まで</u></p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) その他校長において指定する日</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。